

東京都立王子総合高等学校管理運営規程

第 1 目 的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立王子総合高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校 長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。分掌、年次、教科、分掌委員会、生徒委員会、PT には、主任 1 名及び副主任 1 名を置く。主任は記録を校長、副校長に報告する。

1 分 掌

教務・研究部、生徒部、キャリアデザイン部、及び総務・国際部を置く。

各部の主な業務は次のとおりとする。

(1) 教務・研究部

教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務に関すること及び校内研究・研修、OJT 等に関する事項を所掌する。

(2) 生徒部

生徒指導、生徒会、生徒委員会、行事、部活動、校外指導等、生活指導に関する事項を所掌、並びに保健関係に関する内容、学校保健、保健管理、安全・衛生管理、清掃指導、学校保健委員会の事務等、保健環境、生徒相談、特別支援教育の理解・推進、学校いじめ対策委員会等に関する事項を所掌する。

(3) キャリアデザイン部

キャリア教育を推進するとともに、進学、進路情報収集と整理、模試実施、模試分析、進路希望調査、サマーゼミ、各種進路ガイダンス、就職相談、斡旋事務、求人对応、ハローワークとの連絡等、進路指導に関すること及び産業社会と人間、総合的な探究の時間、課題研究等に関する事項を所掌する。

(4) 総務・国際部

学校の総務一般、広報に関する企画・推進、情報教育・機器の維持管理、ICT機器の有効活用推進、情報セキュリティ及び個人情報保護、卒業式・入学式・周年行事等の式典の企画・運営に関すること、視聴覚機器の管理、図書委員会の事務、言語能力向上事業の推進に関すること、国際交流・国際理解教育の推進、海外研修旅行、英検全員実施、教員研修等に関する事項を所掌する。

2 年 次

第1年次、第2年次、第3年次を置く。1学級に担任1名、副担任1名を置く。

3 学 科

総合学科

4 教 科

国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、情報科、工業科商業科、及び学校設定教科を置く。

5 企画調整会議

6 職員会議

7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

8 分掌委員会

下記の生徒委員会を置く。主な業務は次のとおりとする。

(1) 教育課程委員会

教育課程の編成、評価、教務規定等、教育課程に関することを所掌する。

(2) 入学者選抜委員会

選考、採点、検査問題作成等、入学選抜の運営に関することを所掌する。

(3) 教科書選定委員会

教科書の調査研究、教科書の選定等に関することを所掌する。

(4) いじめ対策（学校教育相談）委員会

いじめの防止のため、早期発見・早期対応を旨とした充実を図り、生徒一人一人に応じた指導・支援に関することを所掌する。また、学校教育相談推進事業、並びに特別支援教育に関することを所掌する。

(5) 学校教育相談委員会

生徒の精神的課題改善に組織的に取り組み、スクールカウンセラーとの情報交換を活発にするとともに、他学年の生徒の情報共有を図り、学校全体の生徒指導に活かす。

(6) 防災教育推進委員会（地域連絡協議会）

危機管理体制の整備、防災管理等、防災と安全に関すること並びに防災教育等に関すること所掌する。また、地域連携として、総合防災訓練並びに地域や警察・消防等との関係機関との連携に関することを所掌する。

(7) 学校保健（食物アレルギー対応）委員会

学校保健計画の企画等、学校における健康づくりに関すること並びに食物アレルギー事故予防と事故発生時の対応に関することを所掌する。

(8) 産業社会と人間（1年次）運営委員会

産業社会と人間の企画・運営等に関することを所掌する。

(9) 総合的な探究の時間（2年次）運営委員会

総合的な探究の時間（人間と社会）（2年次）の企画・運営等に関することを所掌する。

(10) 課題研究の時間（3年次）運営委員会

総合的な探究の時間（3年次）の企画・運営等に関することを所掌する。

(11) 安全衛生委員会

職員の労働安全、健康の保持等、安全衛生に関することを所掌する。

- (12) 都立学校開放事業運営委員会
学校開放事業の全体計画や運営に関することを所掌する。
- (13) 業者選定委員会
事業に関連する業者の決定に関することを所掌する。
- (14) 省エネ委員会
省エネ及び二酸化炭素排出削減に関することを所掌する。
- (15) 予算調整委員会
予算編成並びに執行に関することを所掌する。
- (16) ICT(オンライン活用)委員会
情報教育・機器の維持管理、ICT機器の有効活用推進、情報セキュリティ管理及び個人情報保護、オンライン学習、校内研修・OJT研修の企画と推進
- (17) 学校サポートチーム
学校運営連絡協議会並びに地域連絡協議会と連携し、学校内外の様々な課題対応に関することを所掌する。

9 生徒委員会

下記の生徒委員会を置く。主な業務は次のとおりとする。

- (1) 代表委員会（1年は防災支援隊を兼ねる）
担任を補佐しクラスをまとめる委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
防災担当が担当する。
- (2) 保健委員会
保健活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
養護教諭が担当する。
- (3) 環境美化委員会
環境、美化活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
- (4) 図書委員会
図書館活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
司書教諭が担当する。
- (5) 進路委員会
進路活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
キャリアデザイン部が担当する。
- (6) 広報委員会
広報活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
総務・国際部が担当する。
- (7) 選挙管理委員会
選挙管理活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
- (8) 体育祭実行委員会
体育祭活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
体育科が担当する
- (9) 文化祭実行委員会
文化祭活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。
- (10) 合唱委員会
合唱活動を行う委員を指導するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。

10 部活動

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された顧問が行う。顧問は、校長の監督を受け、スポーツ庁、文化庁、東京都教育委員会の定める「部活動ガイドライン」を遵守し、以下の部活動に係る職務を行う。

【運動部】①硬式野球 ②陸上競技 ③男子サッカー ④女子サッカー ⑤男子バスケットボール ⑥女子バスケットボール ⑦男子バレーボール ⑧女子バレーボール ⑨ダンス ⑩バドミントン ⑪フェンシング ⑫硬式テニス ⑬剣道 ⑭水泳 ⑮チアリーディング

【文化部】①吹奏楽 ②弦楽 ③和太鼓 ④イラスト ⑤美術 ⑥パソコン ⑦茶道 ⑧軽音楽 ⑨家庭科 ⑩演劇
⑪科学 ⑫映画研究

学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動において、校長の監督を受け、スポーツ庁、文化庁、東京都教育委員会の定める「部活動ガイドライン」を遵守し、部活動に係る職務を行う。

1 1 プロジェクトチーム (P T)

校長が必要と認めるときは、下記の分掌組織(プロジェクトチーム:P T)を置くことができる。

(1) 働き方改革P T

教員の働き方に関する内容を検討し、全体への周知徹底、情報発信を行う。

v (2) D XハイスクールP T

文科省指定のD Xハイスクールに関する内容を検討し、全体への周知徹底、情報発信を行う。

(3) 海外研修旅行P T

海外修学旅行の代替としての海外研修旅行に関する内容を検討し、全体への周知徹底、情報発信を行う。

(4) 職員室改善P T

職員室改善に関する内容を検討し、全体への周知徹底、情報発信を行う。

(5) 模試P T

模試に関する内容を検討するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。

(6) 検定P T

英検などに関する内容を検討するとともに、全体への周知徹底、情報発信を行う。

1 2 学校運営連絡協議会

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざした学校運営に関することを所掌する。

1 3 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、総務・国際部の所掌とする。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。詳細については、東京都立学校の経営企画室に関する規定による。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各分掌主任、各年次主任、その他校長が必要と認めた者とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回以上開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

6 記録担当は、校長、副校長に、企画調整会議の記録を報告する。

7 分掌主任、年次主任、経営企画室長は、その内容と資料について部会や年次会等で周知徹底する。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
悉皆であるため、欠席する場合は事前に副校長に報告する。

3 開 催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

4 招 集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司 会

校長が選任する。

6 記 録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運 営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 1 2 教科会

1 目 的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務・研究部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要な O J T に関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

4 開 催

定期的な教科会を、月 1 回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年 1 回）、定期考査前（年 5 回）、成績評定前（年 4 回）、O J T 関係実施時期（年 3 回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

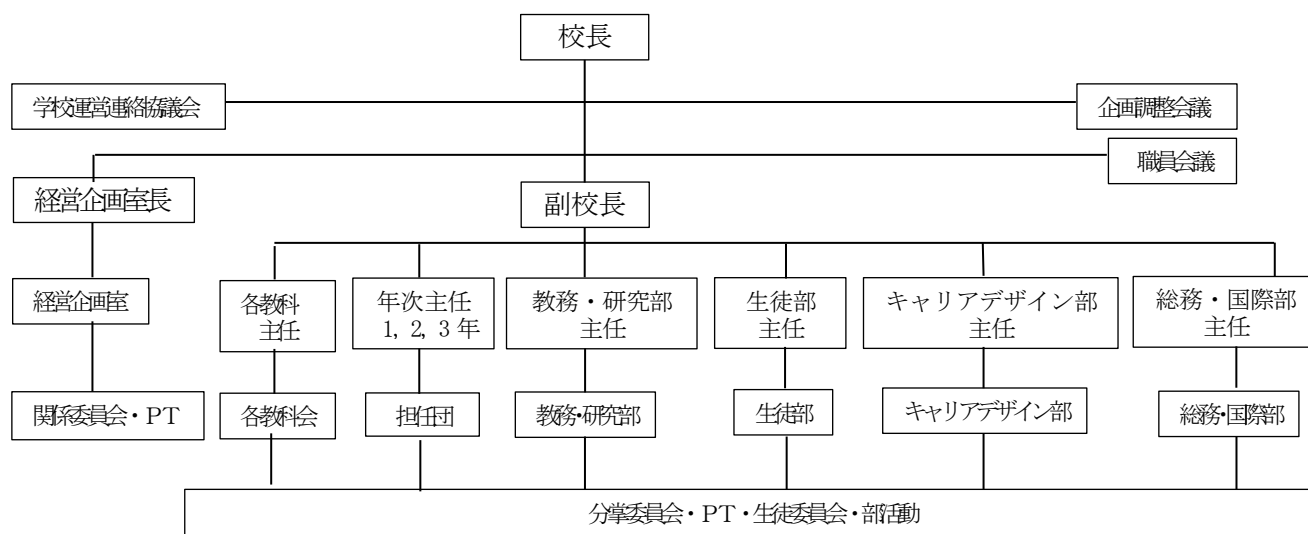
5 召 集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 校内組織図

校内 組織図は、次のとおりとする。生徒委員会は年度当初、PTは年度内に校長が必要に応じて認める。



※**分掌委員会** ①教育課程 ②入学者選抜 ③教科書 ④いじめ対策（学校教育相談）⑤防災教育推進 ⑥学校保健（食物アレルギー対応 ⑦産業社会と人間（1年次）運営 ⑧総合的な探究の時間（2年次）運営 ⑨課題研究（3年次）運営 ⑩安全衛生 ⑪都立学校開放事業運営 ⑫業者選定 ⑬省エネ ⑭予算調整 ⑮ICT（オンライン活用）⑯学校サポートチーム

※**PT（プロジェクトチーム）** ①働き方改革 ②DXハイスクール ③研修旅行 ④職員室改善 ⑤模試 ⑥検定

※**生徒委員会** ①代表 ②保健 ③環境美化 ④図書 ⑤進路 ⑥広報 ⑦選挙管理 ⑧体育祭実行 ⑨文化祭実行 ⑩合唱祭実行

※**部 活 動** 【運動部】

①硬式野球 ②陸上競技 ③男子サッカー ④女子サッカー ⑤男子バスケットボール ⑥女子バスケットボール ⑦男子バレーボール ⑧女子バレーボール ⑨ダンス ⑩バドミントン ⑪フェンシング ⑫硬式テニス ⑬剣道 ⑭水泳 ⑮チアリーディング

【文化部】

①吹奏楽 ②弦楽 ③和太鼓 ④イラスト ⑤美術 ⑥パソコン ⑦茶道 ⑧軽音楽 ⑨家庭科 ⑩演劇 ⑪科学 ⑫映画研究

第14 人 事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予 算

校内予算の編成・執行等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。